

## 熊本市資格審査の基本的方針及び基準（平成 27 年度）

### 1 客観的数値について

客観的数値については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の規定による平成 20 年国土交通省告示第 85 号「経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び関係通知により配点する。

### 2 主観的数値について

主観的数値については、工事成績等について別表 1 により配点する。

### 3 総合数値について

総合数値については、客観的数値と主観的数値を合計した数値とする。

### 4 格付け（ランク付け）について

- (1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の 7 業種について格付けを行う。
- (2) 完成工事高が 0 円のものについては、登録の対象としない。
- (3) 各業種の格付けは、別表 2 に掲げる総合数値により行う。

### 5 新規業者等の取扱について

- (1) 土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事については、新規業者をそれぞれの業種の最下位ランクとする。
- (2) 電気工事、管工事、造園工事及び水道施設工事については、新規業者及び 2 年目の業者をそれぞれの業種の最下位ランクとする。

### 6 前年より 2 ランク以上上昇した業者の取扱について

前年より総合数値が急上昇して 2 ランク以上上昇した場合であっても、1 ランクの上昇にとどめる。

### 7 発注標準金額と年間平均工事高の関係について

総合数値で上位のランクにあっても、年間平均完成工事高が当該ランクの発注標準金額の上限に満たない場合は、その年間平均工事高に見合う下位ランクにとどめる。

### 8 土木一式工事のランクの取扱について

- (1) 一般建設業許可の A クラスの業者は、B クラスにとどめる。
- (2) 一級技術者の必要数（3 名）を欠く A クラスの業者は、B クラスにとどめる。
- (3) 年間平均完成工事高が 1 億 5 千万円に満たない A クラスの業者は、B クラスにとどめる。
- (4) 自己資本額が 4 千万円に満たない A クラスの業者は、B クラスにとどめる。

9 建築一式工事のランクの取扱について

- (1) 一般建設業許可のAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 一級技術者の必要数（3名）を欠くAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 一級技術者のいないAクラス及びBクラスの業者は、Cクラスにとどめる。
- (4) 年間平均完成工事高が2億4千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (5) 自己資本額が4千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (6) 鉄筋工事の経歴がないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

10 電気及び管工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 年間平均完成工事高が5千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 自己資本額が1千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

11 舗装工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 年間平均完成工事高が6千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 自己資本額が3千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

12 造園工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 年間平均完成工事高が3千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 自己資本額が1千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

13 水道施設工事のランクの取扱について

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 配水管工技能講習会受講修了者の必要数（2名）を欠くAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 配水管工技能講習会受講修了者のいないAクラス及びBクラスの業者は、登録の対象としない。
- (4) 年間平均完成工事高が4千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (5) 自己資本額が1千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

別表 1

配点・要素	内訳		配点
労働保険不払未加入	1件につき		△2点
債権差押等	1件につき		△2点
債権差押等(供託)	1件につき		△5点
工事成績 (過去3年間の平均)	評点	100点以下 96点以上	30点
		96点未満 91点以上	25点
		91点未満 86点以上	20点
		86点未満 81点以上	17点
		81点未満 76点以上	14点
		76点未満 71点以上	11点
		71点未満 66点以上	8点
		66点未満 61点以上	5点
		61点未満 55点以上	2点
		55点未満 50点以上	0点
		50点未満 46点以上	△3点
		46点未満 41点以上	△6点
		41点未満 36点以上	△10点
		36点未満	△15点

配点・要素		内訳		配点
ISO認証取得 又はエコアクション21取得		品質・環境それぞれにつき		5点
指名停止		1件につき(過去1年間)		△5点
専 門 工 事 に 対 す る 加 点	専門工事の 平均完成工事高 に対する加点 (土木一式工事、 建築一式工事、 電気工事、管工 事、舗装工事、 造園工事、水道 施設工事のみ)	平均完成工 事高合計に 占める専門 工事 (平均完成工 事高の1番高 い業種)に対 する加点※	5億円以上	15点
			4億円以上5億円未満	13点
			3億円以上4億円未満	11点
			2億円以上3億円未満	9点
			1億円以上2億円未満	7点
			8千万円以上1億円未満	6点
			6千万円以上8千万円未満	5点
			4千万円以上6千万円未満	4点
			2千万円以上4千万円未満	3点
			1千万円以上2千万円未満	2点
	1千万円未満	1点		
社会的 貢献度	障がい者の雇用 状況	障がい者雇用につき		5点
	保護観察者の協 力雇用主登録	協力雇用主登録につき		5点
	ボランティア活動 の状況	ボランティア活動状況につき		5点
	防災協定の締結 状況	本市との防災協定の締結状況につき		5点

## 2 主観的数値の算定式

主観的数値＝上表の各区分の数値(符号区分に該当がない場合は当該区分それぞれの配点は0点)  
の合計

別表 2

業種	ランク	総合数値（客観点＋主観点）
土木一式工事	A	810 点以上
	B	710 点以上 810 点未満
	C	600 点以上 710 点未満
	D	600 点未満
建築一式工事	A	790 点以上
	B	620 点以上 790 点未満
	C	620 点未満
電気工事	A	700 点以上
	B	700 点未満
管工事	A	670 点以上
	B	670 点未満
舗装工事	A	810 点以上
	B	670 点以上 810 点未満
	C	670 点未満
造園工事	A	700 点以上
	B	700 点未満
水道施設工事	A	660 点以上
	B	660 点未満